

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所

核燃料物質使用施設

平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月

原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	4
4. 特記事項 .....	4

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成30年5月28日(月)

### (2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

原子力保安検査官 渡辺 眞樹男

原子力保安検査官 横山 邦彦

原子力保安検査官 古井 和平

原子力保安検査官 高岡 章

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目

- ① 保安教育
- ② マネジメントレビュー
- ③ 保守管理

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保安教育」、「マネジメントレビュー」及び「保守管理」を基本検査項目として、書類検査及び聴取により保安規定の遵守状況を確認した。

「保安教育」については、平成30年度の教育訓練実施計画が策定され、使用施設に係る放射線業務従事者、所員等が定められた保安教育を受講していることを確認した。

また、所員の必要な能力について、評価基準に基づき、業務の実施状況、業務経験及び保安教育の受講結果により力量を評価し、管理していることを確認した。

さらに、今年度の保安訓練としては、要素訓練(机上訓練)を実施する予定であることを、聴取により確認した。

「マネジメントレビュー」については、平成29年度の各部室の品質目標の達成状況、所外からのフィードバック情報等を基に、品質管理室長が各部室に共通で重要な案件を整理し、インプット情報としていることを確認した。

また、アウトプットとして、実効性のある改善や必要な資源、設備の高経年化に伴う劣化対応について、所長から指示を発出するとともに、過去のマネジメントレビューの結果を踏まえて、平成30年度の品質方針を改訂しており、保安規定に定める品質保証計画の継続的改善のために、マネジメントレビューを実施していることを確認した。

「保守管理」については、保安規定に基づき、月1回の巡視・点検や年1回の自主検査を実施していること及び放射線測定器の機能を正常に維持するため点検、校正を行っていることを確認した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

## (2)検査結果

### 1)基本検査項目

#### ①保安教育

保安規定に基づき、保安教育及び保安訓練を計画し、実施しているか、その実施状況を確認した。

保安教育及び保安訓練については、中央管理室長が平成30年度の教育訓練計画を作成し、核燃料取扱主務者が精査し、所長が承認していることを「平成30年度教育訓練実施計画」及び「平成29年度第12回原子炉安全委員会・第4回保健物理委員会合同会議議事録」により確認した。当該計画により、使用施設に係る放射線業務従事者、所員等に対して、保安教育を行っていることを「放射線業務従事者(使用施設)」の名簿及び「教育訓練実施報告書」により確認した。

貯蔵室に係る業務に従事する所員の力量管理については「部室員力量管理要領」に基づき、実験用核燃料部長及び核燃料管理室長が所員の必要な能力の評価基準を示し、業務の実施状況、業務経験及び保安教育の受講履歴に基づき、各部室長が評価し、部室員の力量を管理していることを「実験用核燃料部員(核燃料管理室員)に対する必要とされる力量について」、「実験用核燃料部員(核燃料管理室員)の力量確認記録」及び「部室員力量確認記録」により確認した。

保安訓練については、貯蔵室も含めた研究所全体の訓練計画の中で、地震発生時の貯蔵室の確認訓練として実施していることを「平成29年度第2回緊急事訓練(防災訓練)の実施について」により確認した。また、今年度は、貯蔵室の要素訓練として、机上訓練を実施する予定であることを聴取により確認した。

以上のことから、保安規定に基づき保安教育及び保安訓練を計画的に実施しており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

#### ②マネジメントレビュー

各部室長がインプット情報を作成し、品質管理室長が各部室に共通で重要な案件を整理した上でインプットし、所長がマネジメントレビューにおいてインプット情報を基に改善すべき事項についてアウトプットしており、マネジメントレビューの仕組みが十分機能していることを確認した。

貯蔵室に係るマネジメントレビューのインプットとして、核燃料管理室長及び実験用核燃料部長が品質保証計画書に定めた品質目標の達成状況、所外からのフィードバック等の情報等を纏めた「品質管理報告書」を品質保証責任者に提出し、これらを基に、品質管理室長が各部室に共通な3つの重要項目(①施設・設備の老朽化

に起因する不適合事象への対応、②不適合事象に係る報告手順の改善、③マンパワー不足対策としての人材育成及び人員配置の見直し)に整理していることを「マネジメントレビュー各項目及び各部室に共通する重要項目抽出」、「品質管理報告書から抽出した個別項目」及び「マネジメントレビュー項目一覧表」により確認した。

マネジメントレビューのアウトプットとしては、インプット情報に基づき、①の施設・設備の老朽化に起因する不適合事象への対応について、安全管理本部が主体となって優先順位を明確にし、経営判断の根拠を報告できるようにすること、また、②の不適合事象に関する報告手順の改善について、現状のグレードでは段階が少ないため、ランク分けと事象の区分けを再検討し、品質管理室が案を作成すること等、所長から指示が発出されていることを「マネジメントレビュー記録」により確認した。

また、所長は、過去のマネジメントレビューの結果を踏まえて、各部の品質目標がより具体的に策定できるように平成30年度の品質方針を改訂し、所員へのメールの配信及び所内ホームページの掲載により周知していることを確認した。

以上のことから、各部室長のインプット情報を品質管理責任者が精査した上で、マネジメントレビューを行い、所長が具体的な指示をアウトプットし、品質保証計画の継続的な改善を図っており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

### ③保守管理

保安上特に管理を必要とする設備に対して、保全計画を作成し、実施するための体制(手順書の作成等を含む)を構築し、点検を適切に実施していることを確認した。

外壁及び施錠機器が対象となる保安上特に管理を必要とする設備の管理は、保全計画は作成せず、毎月の巡視点検や定期的な自主検査等により、異常を発見した場合は必要な措置を行うこととして維持管理していることを聴取により確認した。

貯蔵室の巡視点検については、点検項目である施錠、外壁、扉及び標識の状況について、月1回点検していることを「核燃料物質使用施設巡視点検(貯蔵室)」により確認した。

また、定期的な自主検査として、核燃料部長は、保安規定に定められた施錠機器、外壁等についての検査及び試験の方法、並びに基準として「核燃料物質使用施設に係る検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理方法」を定めていることを確認した。その基準を基に1年に1回の頻度で自主検査を実施し、異常がないことを確認していることを「核燃料物質使用施設自主検査(貯蔵室)」により確認した。また、貯蔵室に係る放射線測定器の定期的な校正については、放射線管理部長は、1年に1回点検、校正し、その結果を核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告していることを「放射線測定器定期校正記録」により確認した。

以上のことから、保守管理については、保安規定に基づき点検、検査を行っており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

2) 追加検査項目  
なし。

(3) 違反事項  
なし

4. 特記事項  
なし

(別添1)

## 保安検査日程

月日	5月28日(月)
午前	●初回会議 ○①保安教育 ◎②マネジメントレビュー ◎③保守管理  ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
午後	—
勤務時間外	

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等